

主任介護支援専門員更新研修 受講要件②

山口県が定める基準を満たす地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外研修等

当該研修の主な基準は、以下のとおりです。

- 研修実施機関は、地域包括支援センター、日本(山口県)介護支援専門員協会、市町村及び都道府県であること
- 研修内容は、「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」により実施される主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修で取り扱う内容に準じたものであること
- 時間数は、5時間以上であること

◆ 令和2年度実施研修（令和2年7月30日現在）

※研修実施の届出があったものから順次、掲載しています。

※研修の受講申込等については、各研修の問い合わせ先におたずね下さい。

【No.9】

研修名称	令和2年 柳井市主任介護支援専門員研修 「高齢者の自殺及び虐待に対する理解と早期発見・早期対応について」
日程	令和2年9月17日(木) 午前10時から午後4時まで
場所	柳井市総合福祉センター 4階 大会議室 (山口県柳井市南町三丁目9番2号)
申込期間	令和2年8月17日(月)～令和2年9月10日(木)
内容	講義・演習 「高齢者の自殺及び虐待に対する理解と早期発見・早期対応について」
対象者	柳井市内に勤務する主任介護支援専門員
定員	10人程度
研修実施機関	柳井市
研修に関する 問い合わせ先	(所属) 柳井市 健康福祉部 高齢者支援課 (氏名) 中村伸二 (電話) 0820-22-2111 内線156
備考	